

第7号議案 令和7年度長崎市一般会計補正予算(第10号)

【目次】

(歳入)

《22款 諸収入 5項 雑入 3目 雑入》
過年度過誤納負担金返還金

(歳出)

《2款 総務費 1項 総務管理費 23目 諸費》
庁舎等管理費負担金返還金

《2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費》
[債務負担行為の補正]

古賀地区市民センター指定管理 8~10

ページ

2~7

8~10

東総合事務所・南総合事務所

令和8年2月

(歳入)

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
32~33	22 諸収入	5 雑入	3 雑入	-	過年度過誤納負担金返還金	千円 6,339

(歳出)

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
36~37	2 総務費	1 総務管理費	23 諸費	1-1	庁舎等管理費負担金返還金	千円 246

1 概要

平成19年7月から三和地域センター庁舎に入居している十八親和銀行三和町支店(以下、「銀行」という。)に対し、入居当初から実費負担分の電気使用料を過少請求していたことが発覚した。

これに伴い、銀行以外の5つのテナント(以下、「その他のテナント」という。)には、逆に実費負担分の電気使用料を過大請求していたことが判明した。

このため、銀行には過少請求に伴う不足分の追加請求を行い、その他のテナントに対しては、過大請求分の返還を行うもの。

2 経緯

三和地域センター庁舎の電気使用料は、全額を市が電力会社に支払い、その後、入居しているテナントに対して子メーターや面積案分により、市において積算を行い、それぞれに請求している。

銀行については、専用に設置している子メーターにより積算を行い、銀行の電気使用料の確定を行う。その後、全体の電気使用料から銀行分を差し引いた残額を、その他のテナントの使用面積に応じた案分により、積算し、請求している。

令和6年12月、銀行が子メーターの取替を行い「デジタル表示」の新メーターとなった。

その後、銀行の電気使用量が大きく増加したため設置業者に確認したところ、銀行の子メーターを確認する際に小数点があるものと誤認し、メモリを誤って一桁少なく読み取っていたため、銀行には電気使用料を過少請求していたことが判明した。

一方、その他のテナントにおいては、全体の電気使用料から銀行分を差し引いた残額を面積案分しているため、銀行分が過少請求となっていたことから、残額が大きくなり過大請求となっていた。



3 原因と対応

(1) 銀行

ア 原因

(ア) 三和地域センター庁舎には、銀行が入居した平成19年7月以前から自動販売機及び専用の子メーターが設置されていた。銀行が入居時に設置した専用の子メーターも自動販売機の子メーターと同じように「5つの数字」が並んでいるため、銀行の子メーターにも同じように小数点があるものと思い込み、一桁少なく読み取っていた。

イ 対応…銀行との協議結果(歳入)

(ア) 本件については私債権であり、民法の規定により、10年間を超える過少請求分は時効の援用を行うことができるが、明確な資料があるもの限り、時効の援用は行わず、支払いに応じる。

請求額:6,339,625円 平成22年4月～令和6年11月(14年8月分)

※銀行には、令和6年12月から正しい実費負担額で請求を行っている。

(イ) 明確な資料が存在しない期間については、銀行としての説明責任の観点から、支払いは困難であるため時効の援用を行う。

1,011,229円(推計額) 平成19年7月～平成22年3月(2年9月分)

3 原因と対応

(2) その他のテナント

ア 原因

- (ア) 銀行の電気使用料が過少となっていたため、逆に過大請求となっていた。
- (イ) 過大請求の期間は、銀行が入居した平成19年7月以降となる。

イ 対応…その他のテナントとの協議結果(歳出)

- (ア) 今回の過大請求は本市の誤りによるものであり、その他のテナントには非がないことから、明確な資料があるものに限り、返還を行う。

※その他のテナントには、令和6年4月から正しい実費負担額で請求を行っている。

- a 南部上下水道事務所(長崎市上下水道事業管理者)
返還額 69,592円 平成22年4月～令和6年3月(14年分)
- b 長崎市地産地消振興公社
返還額 74,497円 平成22年4月～令和6年3月(14年分)
- c 南部地域包括支援センター(医療法人 蘭佑会)
返還額 85,424円 平成22年4月～令和6年3月(14年分)
- d 相談支援ホーシー(株式会社UUカンパニー)
返還額 15,740円 平成24年4月～平成28年3月(4年分)
- e 三和地区子育て支援センター(一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさき)
185,686円の過大請求はあるが、三和地区子育て支援センターに返還した場合、光熱水費を含む運営費を市が補助していることから、運営費補助金の余剰金として、同額を市(こども政策課)に返還することになるため返還は行わない。

3 原因と対応

(イ) 明確な資料が存在しない期間の額(推計額)については、時効の援用を行う。

- a 南部上下水道事務所(長崎市上下水道事業管理者)
9,840円 (推計額) 平成19~21年度分
- b 長崎市地産地消振興公社
13,629円 (推計額) 平成19~21年度分
- c 南部地域包括支援センター(医療法人 蘭佑会)
10,977円 (推計額) 平成19~21年度分
- d 相談支援ホーシー(株式会社UUカンパニー)
※入居が平成24年4月のため時効の援用を行う期間はない
- e 三和地区子育て支援センター(一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさき)
34,005円 (推計額) 平成19~21年度分

4 再発防止策

(1)再発防止策

- ア 銀行に対する請求の際には、子メーターの写真も添付することで、銀行においても電気量の数字のチェックを行えるようにする。
- イ 管理職を含めすべての職員に、改めてチェックの重要性を指導するとともに、決裁時にチェックの実施の声かけ確認を行う。
- ウ 事務処理における誤り等については、データとして保存し、毎年4月の異動時に職員へ周知し、再認識のもと当該年度の業務を遂行する。

5 補正内訳

(1) 歳入

	テナント	返還額(請求額)	期間
1	十八親和銀行	6,339,625円	H22.4～R6.11(14年8月分)

(2) 歳出

	テナント	返還額(還付額)	期間
1	南部上下水道事務所 (長崎市上下水道事業管理者)	69,592円	H22.4～R6.3(14年分)
2	長崎市地産地消振興公社	74,497円	H22.4～R6.3(14年分)
3	南部地域包括支援センター (医療法人 蘭佑会)	85,424円	H22.4～R6.3(14年分)
4	相談支援ホーシー (株式会社UUカンパニー)	15,740円	H24.4～H28.3(4年分)
5	三和地区子育て支援センター (一般社団法人ひとり家庭福祉会ながさき)	0円	H22.4～R6.3(14年分)
合 計		245,253円	

6 財源内訳(歳出)

区 分	事 業 費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算	千円 0	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
2月補正	246	—	—	—	—	246
補正後	246	—	—	—	—	246

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
ページ	事 項		
76～77	古賀地区市民センター指定管理	令和8年度から 令和12年度まで	55,725 千円

1 債務負担行為の目的

長崎市古賀地区市民センターの管理において、古賀地区市民センター運営委員会を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和8年度から令和12年度までの指定管理委託料について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳

(単位:千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
10,134	10,513	10,892	11,879	12,307	55,725

2 債務負担行為限度額の内訳

(2) 積算内訳の比較

(単位:千円)

	区分	主な内訳	現指定期間の金額 (令和3年度～7年度)	次期指定期間の金額 (令和8年度～12年度)	比較
支出	人件費	給料など	37,579	52,950	15,371
	需用費 委託料	消耗品費、清掃委託料 など	11,342	8,500	▲2,842
	役務費	通信運搬費など	180	550	370
	修繕費	小規模修繕費	1,100	1,900	800
	合計(A)			50,201	63,900
収入	施設利用料	貸室利用料 附属設備利用料	7,019	8,175	1,156
	合計(B)			7,019	8,175
指定管理委託料(A-B)			43,182	55,725	12,543

増減の主な要素

- ・ 人件費の増 (近年の人件費の高騰に対応するもの)
- ・ 委託料の減 (清掃委託を指定管理業務から学校等包括管理業務委託に移行するもの)

2 債務負担行為限度額の内訳

(3) 限度額の各年度ごとの積算内訳

(単位:千円)

	区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
支出	人件費	9,847	10,218	10,590	10,962	11,333	52,950
	需用費 委託料	1,432	1,440	1,447	2,062	2,119	8,500
	役務費	110	110	110	110	110	550
	修繕費	380	380	380	380	380	1,900
	合計(A)	11,769	12,148	12,527	13,514	13,942	63,900
収入	施設利用料	1,635	1,635	1,635	1,635	1,635	8,175
	合計(B)	1,635	1,635	1,635	1,635	1,635	8,175
指定管理委託料(A-B)		10,134	10,513	10,892	11,879	12,307	55,725

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
55,725	—	—	—	—	55,725